

生活と財産を守るためのセミナー 「成年後見制度」について

成年後見制度とは、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する身近な仕組みです。判断能力の衰える前の任意後見制度と、判断能力の衰えてしまった後の法定後見制度の2種類あります。事例なども含め、初めての方にも分かりやすく説明します。

3回シリーズ。講師は社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理事の前田稔さん。

◆第1回 5月28日(水)「成年後見制度(概要)」
各回先着30人。

◆第2回 6月4日(水)「法定後見制度」

◆第3回 6月11日(水)「任意後見制度」
いずれも午後1時30分～3時、消費者活動センターで。5月19日(月)から消費生活課内線2545へ申し込む。

消費者活動に 助成制度があります

消費者活動を行う団体(市内在住の消費者10人以上で代表者が定められた団体)へ、講師の派遣・会場の提供などの助成をしています。

また、市内消費者団体の情報交換を図るため消費者団体連絡会があり、研修会・見学会を開催しています。ぜひご参加ください。

申請・問い合わせは消費生活係内線2545へ。

消費生活展を いっしょに企画・ 実施しましょう

市では今年も10月の消費者月間に「第33回みんなの消費生活展」を開催します。市民が安心して暮らすためにテーマに、身近な消費者問題を取り上げ消費者団体のみなさんと一緒に展示を行います。実

街頭労働相談

増加する労使間トラブルや賃金、退職金、年金、保険などに、身近な消費者問題を取り上げ消費者団体のみなさんと一緒に展示を行います。実

労働法セミナー

東京都分庁労政事務所主催。労働基準法、労働組合法など、働く人に必須の基礎知識をわかりやすく講義する入門編。

5月23日(金) 午後1時～4時、JR吉祥寺駅北口で。東京都分庁労政事務所主催。三鷹労働基準監督署、三鷹公共職業安定所、武蔵野社会保険事務所が対応。就業についてもご相談ください。

不良債権処理の 影響で雇用調整が 必要となった 事業者の方へ

金融機関による不良債権処理の影響により雇用調整を余儀なくされた事業者や対象の労働者の方々を対象とする「雇用再生集中支援事業」を実施しています。このほかに、「地域雇用受皿事業特別奨励金」など創業支援の助成金制度もあります。

6月は就職差別 解消促進月間

講演と映画のついで、中央大学教授で国連大学学長顧問の横田洋三さんの講演と映画「Meet the Unicorn」ライツ。6月12日(木)午後1時～4時、浅草公会堂で。

5月21日～31日は 家内労働旬間

工賃単価や工賃支払いの方法などの委託条件を明記した「家内労働手帳」を交付し、品物の受け渡しや工賃の支払いの都度、記入しましょう。

親子で体験 しませんか? 梅の講習会

対象は、市内在住の小学生以下のお子さんとその保護者。希望する回(1)②の午前。

7月6日(日)

「インテリアセミナー」住まい作り交渉代理人コンゼリアの丸山俊江さん。午後11時～午後11時。中国料理セミナー「ホテルオークラ料理セミナー」ホテルオークラ中国料理料理長の梁樹能さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「自分発見セミナー」美容室arc代表 佐々木泰明さん。午前11時～午後0時30分。②「ホテルオークラ料理セミナー」同ホテル総料理長の根岸規雄さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」教室1「着付け師佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「浴衣の着付け」教室2「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

住民登録は お済みですか?

転入をした日、市内で引越した日から14日以内に転入・転居の届出をすることになっています。手続きは市民課(市役所1階の番窓口)または各市政窓口へ。

住民実態調査を実施

市では、住民基本台帳法第34条の規定に基づき、住民実態調査を実施しています。身分証明書を持参した委託調査員が、みなさんご自宅の表札・ポストなどで、居住状況の確認をさせていただきます。また、住民登録がお済みでない方に、お知らせを投函する場合があります。

5月21日～31日は 家内労働旬間

工賃単価や工賃支払いの方法などの委託条件を明記した「家内労働手帳」を交付し、品物の受け渡しや工賃の支払いの都度、記入しましょう。

親子で体験 しませんか? 梅の講習会

対象は、市内在住の小学生以下のお子さんとその保護者。希望する回(1)②の午前。

7月6日(日)

「インテリアセミナー」住まい作り交渉代理人コンゼリアの丸山俊江さん。午後11時～午後11時。中国料理セミナー「ホテルオークラ料理セミナー」ホテルオークラ中国料理料理長の梁樹能さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「浴衣の着付け」教室1「着付け師佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「浴衣の着付け」教室2「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「浴衣の着付け」教室3「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

7月5日(土)

「浴衣の着付け」教室4「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

ホテルオークラ総料理長らが講演

第2期棟オープン記念
三鷹産業プラザ・グラウンド・オープンセミナー

「インテリアセミナー」住まい作り交渉代理人コンゼリアの丸山俊江さん。午後11時～午後11時。中国料理セミナー「ホテルオークラ料理セミナー」ホテルオークラ中国料理料理長の梁樹能さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「自分発見セミナー」美容室arc代表 佐々木泰明さん。午前11時～午後0時30分。②「ホテルオークラ料理セミナー」同ホテル総料理長の根岸規雄さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」教室1「着付け師佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室2「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室3「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室4「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室5「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

お買い物は 市内の商店街で



生活経済課内線2543

消費者の親子

▽6月7日(日)「らっきょう漬け講習会」JA全農とつと共催。②6月14日(日)「梅のつけ方」和歌山県みなべ農協連共催。いずれも、午後の部(午前10時～正午、午後3時～5時)。

市役所消費生活係へ申し込む。定員は各回20組。応募者多数の場合は抽選。結果は全員に返信。

※講習会開催のころには市内の八百屋さんなどでらっきょうと梅を販売する予定。くわしくは、多摩青果販売部へ。45-1111内線237

7月6日(日)「インテリアセミナー」住まい作り交渉代理人コンゼリアの丸山俊江さん。午後11時～午後11時。中国料理セミナー「ホテルオークラ料理セミナー」ホテルオークラ中国料理料理長の梁樹能さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「自分発見セミナー」美容室arc代表 佐々木泰明さん。午前11時～午後0時30分。②「ホテルオークラ料理セミナー」同ホテル総料理長の根岸規雄さん。午後2時～3時30分。③「浴衣の着付け」教室1「着付け師佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室2「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室3「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室4「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室5「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室6「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室7「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室8「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室9「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

「浴衣の着付け」教室10「着付け師の佐藤房子さん。午後4時～5時。

消費者相談 窓口から

消費者相談窓口
47-9042

35歳の主婦。業者から「行政書士の資格を取って在宅で仕事をしませんか」という電話があり、資料を送ってもらった。その後、業者から再び電話があり、「当社の学習システム」の勉強すれば必ず合格できると、合格すれば当社とスタディアドバイザーとして契約してもらい仕事を紹介する、万が一合格しない場合でも補助的な業務を委託する、教材費は50万円だが、月に5万円の収入は確実なので、ローンで支払ってほしいと

「資格が取れたら仕事を紹介するって本当?」

「話を聞き取った結果、いくつかの問題点が浮かび上がってきました。①この契約は特定商取引法の業務提供誘引販売取引(いわゆる内職商法)になると考えられるが、業者の契約書面および信販会社のクレジット書面にはク

頭で説明があったが、資料の中にはその内容に該当する部分の記載はない。また、契約書とは別に「スタディアドバイザー登録について」と書かれた書面が資料に含まれていて、「お客様が国家試験行政書士に合格されま

頭で説明があったが、資料の中にはその内容に該当する部分の記載はない。また、契約書とは別に「スタディアドバイザー登録について」と書かれた書面が資料に含まれていて、「お客様が国家試験行政書士に合格されま

頭で説明があったが、資料の中にはその内容に該当する部分の記載はない。また、契約書とは別に「スタディアドバイザー登録について」と書かれた書面が資料に含まれていて、「お客様が国家試験行政書士に合格されま

頭で説明があったが、資料の中にはその内容に該当する部分の記載はない。また、契約書とは別に「スタディアドバイザー登録について」と書かれた書面が資料に含まれていて、「お客様が国家試験行政書士に合格されま